

【研究ノート】

## 内モンゴル自治区におけるモンゴル文字の使用について ——その使用事例や法律規定からの一考察

Use of the Mongolian Script in the Inner Mongolian Autonomous Region

ボルジギン・ムンクバト

BORJIGIN Monkbat

**要旨** 本稿では内モンゴル自治区（以下内モンゴル）におけるモンゴル文字の使用状況について、関連する法律条例や当該社会における使用実態に関連する事例をあげて考察する。内モンゴルにおけるモンゴル民族教育や言語使用の実情を観察すると数々の問題を抱えている。今日では、内モンゴルのそのような状況について、様々な視点からの研究が増加している。モンゴル語と文字に関して、裁判やモンゴル族の人々による訴えを通じてモンゴル文字の使用が再認可され、新たな法律規定などが制定された例もある。また、日常生活の中でモンゴル語の使用が滞っている場面もある。更に、「内モンゴル自治区モンゴル語文字使用条例」という法律が制定され、モンゴル語文字の使用が保障されている。しかし、法律規定があるのも関わらずモンゴル文字使用の実態は異なることがわかる。モンゴル言語や文化に関して、当事者であるモンゴル人たちが自身が、関係する法律などを学習し、実生活のなかでそれを生かし、役立たせない限り、法律そのものは機能したとは言い難いのである。経済的、文化的に大きく変化する状況の下で、重要性が衰えつつあるモンゴル語と文字使用の存続には、モンゴル人たちの自文化への意識や関心を強めることが重要だと思われる。事例から見ると、モンゴル人が自ら法律規定に基づいて、モンゴル語文字の使用権限を獲得或いは取り戻したと言える。そのような法律規定に基づいて自民族の言語文字の使用を主張し、その機能を発揮させいくという行動を更に多くのモンゴル人を伝わり、皆がその意識を高める必要があると感じられる。

### 1. はじめに

本稿の目的は、内モンゴルにおけるモンゴル文字の使用状況を、法律条例や当該社会における使用実態や事例を対象に考察を加え、問題の所在を明らかにすることである。中国の経済成長はすでに軌道に乗り、国際社会の中で高い期待を集めていることは周知の通りである。一方で、少数民族地域の経済成長は、中国東部の沿岸地域と比べると様々な面で格差が存在することも事実である。2000年から、その格差を埋めるべく、「西部大開発」というプロジェクトが国策として実行され、少数民族地域での資源開発が急速に進められている。更に、少数民族地域では、「開発」という大義名分のもとで環境破壊が進み、これにより当該地域での生態系の衰退や伝統文化の消滅が著しくなり、遠隔地方における民族学校の統廃合などが増加している。また、少数民族地域への内陸からの労働力投入や「生態移民」<sup>1)</sup>などの政策によって、当該地域の牧畜民たちを町へ移住させたことにより、人

<sup>1)</sup> 生態移民とは、ある地域が特殊な生態保護（自然生態保護地域）や修復（砂漠化などによる自然環境の悪化に対する）を受けざるを得ない状況下で、その地域から移住させられる人々のことである。

口や社会形態に様々な影響が生じている。

言語習得、学校教育や就職についての様々な問題は、現代社会において人々の生活に密接に関連する。ここでは、言語的・民族的な少数者が不利な立場に陥る場合が多い。国や地域の情勢、社会背景と地理的事情によって多種多様なケースが発生している。自民族固有の言語を失い別の言語の使用を余儀なくされる、という過酷な現状を生きる少数者ないし少数集団は世界中に多々存在する。中国の領内では満州族がその一例である。日本においてもアイヌ語や琉球語は絶滅寸前の状況にある。例えば、アイヌに関しては今日、言語・文化の復興が進められている（中川1999）。だが、実際にアイヌ語を学ぼうとする場合、母語話者から直接学ぶことができず、アイヌ語を学習した話者の指導を受けなければならない（田村2011；245）。アイヌ語教室は日本全国に点在しているわけではなく、北海道を中心としており、数自体もごく少数という現状である。アイヌ語のように喪失寸前から復興に向かう事例と、健全な環境やシステムがあるにも関わらず衰え、軽視されていくモンゴル語の傾向は相反するように考えられる。日本ではさらに、在日朝鮮学校、中華学校も多言語化する社会における少数者としての言語習得や学校教育などに多くの問題を抱えている（杉村2011；中野2010；宋2010；野元2012）。

まず、内モンゴルにおけるモンゴル文字の使用に関する見解や視野が如何なるものかを見てみたい。

## 2. モンゴル語使用への視差

内モンゴルにおけるモンゴル民族の実情には数々の問題を抱えている。近年、内モンゴルにおけるその状況について様々な視点からの研究が増加している。学校教育や言語教育の観点からモンゴル語の使用状況を分析したものもある。モンゴル語の使用機会や場所が縮小しつつあることは事実である（ムンクバト2013）。グローバル化の潮流において、少数民族や集団のアイデンティティを保持、発展させることは重要性を増している。Erdemtüは、「モンゴル族児童の場合は、習う言語が漢（漢語）、教科書が漢（漢文）、友達が漢（漢族）、という状況では、考え方や文化、風習も変わっていく」（Erdemtü 2005:125）と漢語による教育を受けているモンゴル人児童の現状に対し懸念が募っている。このような状況では、モンゴル族のアイデンティティが次第に失われていくことは明らかである。各民族や少数集団は、グローバル化という大きな波にひっそりと紛れ込むのではなく、それぞれの民族ないし小集団固有の性質を発揮し、他者と異なる特徴を示すことによって独自の地位を獲得する必要がある。その特徴となるもの、民族語・文字や文化などは、いわゆるアイデンティティの源泉であると考えられる。

中国領内におけるモンゴル語に対しては、絶滅を危惧されているという認識は薄い。幼稚園から大学、大学院までモンゴル語による学習や教育ができる環境やシステムが整っているからである。しかしながら、そういった状況がいつまで存続できるかは疑問である。中央政府が少数民族に対して実施する「融合政策」と呼ばれる動きが密かに蔓延しているからである。中島は、「中国における民族融合は遙か遠い将来のこととし、それまでの非常に長い期間を各民族の発展、繁栄の時期で、漢民族と他の民族との間の社会的、経済的格差が消滅した後に、現実的な意味で融合という結果が予測されてはいても、それは政策の結果として考えているのではなく、必然の結果としての事態と考えられている。中国は

非常に長い期間にわたり、様々な民族の発展、繁栄を保障する努力を自ら課す国家としてあり続けようとしている」（中島1993：308）と指摘する。多民族が混住する社会において、弱い立場に置かれた少数民族の言語・文化は、子どもの教育や就職などの面で、緩やかな融合の渦中に飲み込まれていく。

Erdemtüは、「民族学校の高等学校で理科系の授業を漢語で教えるという試みが実施されようとしている。少数民族にとって漢化は発展や革新にはならない。漢化は一民族の発展にとっては後退、迷走である」（Erdemtü 2005:185）とし、民族語による教育の維持を訴える。一方、アスコンは、「中国において、経済活動が全国規模化される潮流にモンゴル族がとりかこまれるとき、大きな役割を果たすのは少数民族文化ではなく、多数民族である漢族の文化であることは明らかで、モンゴル語はいったんその民族の文化圏から出てしまえば、すぐにその役目を喪失してしまうということになるのである。小学校から高校にかけてせっかく勉強したものは、全体社会に対して想像以上役に立たないのである」（アスコン2001:16）と断定し、モンゴル語があたかも役目を終結させたかのような議論を展開させている。この意見に素直に賛同することはできない。

上述のように言語教育の分野においても、民族語の維持か、漢語一本化かの問題で賛否両論がある。モンゴル語の使用範囲が次第に狭まっていることは事実ではあるが、民族語の教育や使用を直ちに停止させ、漢語へ転換し、漢化を促進することは極めて難しい。次は内モンゴルにおけるモンゴル語文字の使用に関し、どのような法的規定があるかを見てみたい。

### 3. 法律条例関連

#### 3.1. 法律条例に対する考え

芒来夫は、「民族区域自治法は立法自治権、人事管理の自治権、経済管理の自治権、資源管理の自治権、財政管理の自治権、教育の自治権、言語文字文化の自治権など数多くの少数民族自治権を定めえているものの、それは原則的規定のみにとどまっているため、各少数民族自治地方はその少数民族の実情を踏まえて、自治条例及び単行条例の形で具体化する必要がある」（芒来夫2007：59）とし、法律規定をさらに具体化する必要を訴える。しかし、Sainbayarは、「民族語による業務サービスがあったものの、日常生活に関連する法律などを求め活用しないことにより次第に停止され、機能しないことになった」（Sainbayar 2009:108）との見解も提出されている。モンゴル語と文字の保護、使用、学習を少数民族出身者自身がその権限を求め、活用化・実用化させる任務があると同論文では語られている。では、「モンゴル語文字使用条例」という条例を見てみよう。

#### 3.2. モンゴル語文字使用条例

内モンゴルでは、「内モンゴル自治区モンゴル語文字使用条例<sup>2)</sup>」が2005年5月1日から施行された。当条例の内容は総則、学習と教育、使用と管理、科学研究と規範化・標準化、法律責任と附則の6つの章、40条からなる。資料1（文末に掲示）は当条例の和訳である。これはモンゴル民族言語使用権限を保障する法律である。当条例が実施されてから、

<sup>2)</sup> 「内モンゴル自治区モンゴル語文字使用条例（Öbör mongyol-un öbertegen jasaqu oron-u mongyul üge hele üsug bičig-ün ajil-un dürim)】。

内モンゴル各地で当条例実施記念祝賀会や促進を図るためのモンゴル語の弁論大会やモンゴル文字の書道のコンテスト、展示会など様々なモンゴル語文字使用に関連された大小イベントが開催されている。また、個人的なモンゴル語学習なども行われている。例えば、「フフホト民族庶務委員主催のフフホト市初のモンゴル語学習班が2011年10月21日に「フフホト市民族実験学校<sup>3)</sup>」で第一回の授業がスタートした。モンゴル語学習班では母語を忘れたフフホト在住のモンゴル人にモンゴル語を教える目的で、授業は週に一回ある。今回は二つのクラスに分け、合計100人以上の学習者が参加し、モンゴル語の学習を始めた<sup>4)</sup>とあるのは非常に興味深い活動に思え、さらなる拡大が期待される。また、当条例に関して、「条例が規定されたものの、それを如何に実用化していくかという詳しい規則がない<sup>5)</sup>」という意見もあった。ようやく、「2012年11月28日に、内モンゴル自治区民族庶務委員から『内モンゴル自治区モンゴル語文字使用条例の実行細則<sup>6)</sup>』の意見採集通知が内モンゴル全土の盟、市、旗の民族庶務局や委員宛てに配布された<sup>7)</sup>』という。当細則がいち早く決議されることが期待される。

#### 4. 社会におけるモンゴル文字使用事例

日本の法廷において「方言を用いたことを裁判長に注意され、標準語使用が求められた」(田中2002: 140-144)という事例があることは興味深く感じられた。本稿では法廷におけることばのやり取りではなく、裁判や請求を通じてモンゴル文字の使用が再認可された事例や、日常生活の中でモンゴル語文字の使用が滞っている場面の現状をあげる。

##### 事例1: 「漢字で書け」<sup>8)</sup>

その一つは、手紙の宛先をモンゴル文字で書くことを制限されたケースである。封筒にモンゴル文字で住所を書いて郵送したが相手に届かず、返送された。しかも、封筒には「漢字で書け」「モンゴル文字読めない、漢字で書け」などと漢字の文言を添えられていたという。その手紙の送り主であるエルデムト氏は、『Unuy\_a』(Erdemtü 2005)という著書の中で「手紙の住所をモンゴル文字で書けばどうなるか」、「モンゴル語文字の使用権利を法律で守ること」と二節にわたりその一連の遣り取りについて詳述している。手紙の住所をモンゴル文字で書いて郵送した場合、手紙が届かずに手元にもとってくることが多い問題に気付いたエルデムト氏は、フフホト市の郵便局局長宛てに証明書を添え手紙で知らせた。しかし、返事はなかった。そこで結局は法律をもってその問題を解決することに至り、弁護士を通して裁判を起こしたのである。2005年4月27日にフフホト市新城区人民法院の法廷で訴訟は開始された。その時点では、郵便局側は過失を認め、示談などを持ちかけてい

<sup>3)</sup> 「フフホト市民族実験学校」が学校名である。

<sup>4)</sup> モンゴル語の通信サイト (<http://www.holvoo.net/article/articleView.do?id=4d361446-4109-462f-9799-17d512b44c03>) を参照。最終アクセス2013年12月4日。

<sup>5)</sup> 筆者の2011年12月実施した現地調査のインタビュー(フフホト市在住、50代、男性、雑誌編集者)から引用。

<sup>6)</sup> 『内モンゴル自治区モンゴル語文字使用条例の実行細則 (Örür mongyul-un öbertegen jasaqu oron-u mongyul üge hele üsüg biçig-ün ajil-un dürim-i keregjigülkü narin jorbus)』

<sup>7)</sup> モンゴル語の通信サイト (<http://www.holvoo.net/article/articleView.do?id=f1bccbe5-654f-46aa-acea-b7a5d6a8dcd0>) を参照。最終アクセス2013年12月5日。

<sup>8)</sup> Erdemtü(2005)を参照。

だが、エルデムト氏はそれに応じなかった。最終的にエルデムト氏は弁護側の勧めに従い、郵便局側の要求を受け入れ和解するに至った。この事件は新聞雑誌、インターネットなど各種メディアで広く取り上げられ、反響を呼んでいる。問題の終息から間もなく、2005年5月17日に「内モンゴル自治区郵便局における宛先をモンゴル文字で書かれた郵便物を有効に解決する通知」<sup>9)</sup>という初の公文書が自治区全土の郵便局に配布されたという。

事例1場合は、モンゴル文字を使用する権利を妨害されていることにある。「内モンゴル自治区モンゴル語文字使用条例」（資料1）の第二条の第一項「モンゴル語文字は当自治区の通用言語文字である」と明記されている。内モンゴル領内にも関わらず、モンゴル文字を自由に使う権利が失われたことになる。モンゴル文字で書かれた手紙を的確に処理できなかったことは郵便局側の過失であると考えられる。

### 事例2：モンゴル語文字使用を求めて<sup>10)</sup>

第二は、公的機関の手続きにおいて、モンゴル語文字の使用が制限されていることに対して、法律に基づきその使用権利・権限を強く求め続けた結果、多くの機関がその要請に従いモンゴル語文字を公用できるようになった事例である。当事者であるサインバイル氏はモンゴル料理屋を営業していた。職業柄、税金、衛生などについて様々な公的機関が関与してくる。筆者は本人に聴き取り調査した折には、20以上の公的機関と交渉したと語った。これらの機関が、モンゴル語はおろかモンゴル文字も使わずにモンゴル人と接し、公的な手続きを遂行していた。当事者は、関連する法的規定に基づきモンゴル語はもちろん、モンゴル文字で表記された条文、領収書、案内書などを公的機関側に求めたのである。公的機関側はすぐには対応できず、数日から数週間後にモンゴル文字で書かれた手続き案内などを当事者の手元に届けたそうである。適切な対応が不可能だった機関はやむを得ず、税金や罰金の徴収を断念する結果となったという。

### 事例3：「モンゴル人の縄張りではない」<sup>11)</sup>

第三は、サインバイル氏（事例2と同一人物）が交通警察に停止を命じられ、速度違反の罰金を取られことになった事例である。車を運転していたサインバイル氏と警察間のやり取りは、以下の通りである。運転手は速度違反のため、警察は運転免許などを没収し、罰則書類に署名することを命じた。運転手は「中華人民共和国民族区域自治法」と「内モンゴル自治区モンゴル語文字使用条例」の規定通りにモンゴル文字、またはモンゴル文字と漢字両方を併記した罰金用紙を求めた。その要求に対して警察は「そんなものは存在しない」と憤る。そこで運転手は所持していた「内モンゴル自治区モンゴル語文字使用条例」を警察に示した。すると警察は「これは自治区の規定だけで、我々は国の法律を適用している」と威嚇した。それに対し運転手はさらに「中華人民共和国民族区域自治法」を提示すると、「そんなものはいない、ここは、赤峰市だ。モンゴル人の縄張りではない」と

<sup>9)</sup> 「内モンゴル自治区郵便局における宛先をモンゴル文字で書かれた郵便物を有効に解決する通知（Öbür mongyul-un öbertegen jasaqu oron-u šiudan tobčiy\_a-yin mongyul-eyer qayaylaysan šiudan yobiyuly\_a-yi johistai šiidburileku tuqai medegdel）」。

<sup>10)</sup> Sainbayar (2009) を参照。

<sup>11)</sup> Sainbayar (2009) を参照。

警察はより態度を硬直化させ、署名を強制した。運転手はかたくなに署名を拒んだ。数日後に、公安局支局の責任者らがサインバヤル氏を招き、「当局は今のところモンゴル文字の罰金用紙がない。まず、あなたの罰金を免除してから進めていく。あなたの要求を上位機関に書面で報告し、解決できるように努力する。警察があなたに理不尽な対応したことは責任者である我らに責任がある。これから警察官たちの法律や政府政策関連の指導につとめ、今後このようなことを起こさないように誓う。申し訳なかった」と謝罪した。運転手にとって罰金の免除が目的ではなく、公的機関だからこそ法的規定に準じて職務に当たるよう要望した。

事例2と事例3は、公的機関におけるモンゴル文字使用の実態を物語っているのである。「モンゴル語文字使用条例」(資料1)の第二項「自治区における各級公的機関が業務執行する際に、モンゴル語、漢語の二種類の言語と文字を併用し、モンゴル語文字を主とする」また、第二三条の「公共サービスや業務を行う事業はモンゴル語文字を使用する公民に対して相手にモンゴル語文字を使う」といういくつかの規定が無視されていることである。サインバヤル氏は当条例を片手に、モンゴル語文字の使用を強く訴えた結果、モンゴル文字による資料や用紙などが新たに作りだされた例で、公的機関も法律のもとでその要請にしたがい、責務をはしたと言える。

#### 事例4：街角のモンゴル文字



写真1：博物館の看板（2012年11月撮影）

内モンゴルには商店街や公的機関、道路標識、街角の看板など社会表面文字表記について法律でモンゴル文字と漢字を併記することが規定されている。現地を訪れたならば、二種類の文字が並ぶ表記方法に、異国情緒を感じるかも知れない。写真1はシリングル盟のスニド右旗にある博物館の看板であり、上は「Sünid Müzei」とモンゴル文字、下には「苏尼特博物馆」と漢字で「スニド博物館」と書かれている。漢字の看板「苏尼特博物馆」で、「苏尼特」は「スニド (Sünid)」というモンゴル語の地名の音写で、「博物馆」は「博物館」の簡体字表記である。この看板はその規定に忠実である。横書き看板の場合は、上部にモンゴル文字、下部に漢字を配置する。縦書き看板であれば、向かって右側にモンゴル文字、左に漢字で書くことが定められている。しかし、内モンゴル全土にわたる看板や標識で、その規定が厳守されているわけではない。近年、インターネットが普及し、携帯電話のチャット機能などを通じて、内モンゴルにおける看板・標識が話題となり、社会問題化し

た。問題なのは芸術的、あるいはユーモアにみちた看板と言ったものがなく、モンゴル文字の誤字脱字、誤用が含まれるものがほとんどであることである。例えば、ウェブ上でも「モンゴル情報クローズアップ」というブログに「内モンゴルにおけるモンゴル言語文字の軽視傾向の一事例」というタイトルでエッセイが掲載されており、実況写真が多く掲載されている。そこには、「現在内モンゴル各地では、一見法律に基づき、街角の看板などにモンゴル文字と漢字が併記されているようだが、誤訳、誤記、珍訳、語順違い、活字の転倒など、見るだけで憤怒するようなものが多い。神聖なモンゴル文化を侮辱されている気がしてならない。しかし、これらをすべて共産党の政策のせいにはしてはならない。漢民族の支配下にあるから仕方がないと悲観ばかりしてはいけない。なぜモンゴル社会では、こうしたモンゴル文字を軽視した行動に対して、関連機関に取り締まりや管理強化などを訴える人がいないのか、不思議である」<sup>12)</sup>と、法的規定があるにも関わらず、看板をつくる機関、個人やそれらに関わっているモンゴル人たちが粗雑に扱われていることに遺憾の意を募らせている。

事例4は、「モンゴル語文字使用条例」（資料1）の第二二条「当自治区行政区域内の社会における表面文字にモンゴル文字と漢字の二種類の文字を併用する」という項目に関連される。モンゴル文字と漢字の二種類の文字を使うのが基本的である。地域によって使われる文字が異なる場合もある。公的機関は看板に基本的にモンゴル文字と漢字を使う。特に商店街においてモンゴル文字の誤字脱字大きな問題である。モンゴル文字の形をしていてモンゴル文字になっていないこともあり、モンゴル文字がただ飾りのものとなっているとしか言えない。

筆者は現地調査のために内モンゴルの各地を訪れた。そこでの移動の多くはバスや列車を用いる。乗車中は様々な案内が放送される。2013年9月上旬に西ウジムチンからフフホト市を結ぶバスでは、音声案内は漢語に限られていた。西ウジムチンから赤峰市を結ぶバスでは、まずモンゴル語の案内が流れ、次に漢語で同内容が放送される。バスターミナルにおいても同様の傾向があり、両語併用について地域間格差が明らかである。「モンゴル語と漢語の二言語を併用する」と明確な法的規定があるものの、統一したシステムとして機能していないことが見受けられる。

## 5. 考察

内モンゴルにおいては、モンゴル語文字が使用できる環境や場所は極めて限定的である。モンゴル語文字使用やその伝承に強い信念と愛着を持つ少数の篤志家の地道な努力によって、言語文化が守られている現状を、これまで見てきた事例により改めて痛感できるだろう。彼らの努力は新しきものへの挑戦ではなく、旧来の伝統を法的規定に則し、公的機関へ訴え続ける粘強な努力の賜物と感じられる。その行動によって、漢化への対抗意識が伝播し、衰退傾向にあるモンゴル語文字を人々に再認識させる機会をももたらしたと考えることができる。モンゴル語を主に使う人々にとって、所与の言語を生涯に亘り使い続ける権利の着実な拡大が果たされたのである。なぜなら、モンゴル語使用の機会や領域が広がれば、モンゴル語教育を受ける学生は確実に増え、数的優位から就職先の増加も見込める

<sup>12)</sup> バー・ボルドー「内モンゴルにおけるモンゴル言語文字の軽視傾向の一事例－問題提起と呼びかけ－」<http://mongol.blog.jp/archives/51744103.html> (最終アクセス2013年12月4日)

ものと考えられるからである。さらに、テレビ、ラジオ、新聞雑誌、インターネットなどのメディアにおける地位向上にも繋がるだろう。問題の所在は、やはり、モンゴル語の所有者であるモンゴル族の人々自身の責任意識と考えられる。たとえ法規や政策により権利が認められていたとしても、当事者であるモンゴル人たちがそれを認知・理解し、実生活のなかで尊厳を守るために活用しない限り、法律そのものが機能しないのである。例えば、事例1のように法廷における主張により、モンゴル族にそのような法的規定の存在が周知され、新たに対応策がとられた例もある。また、先駆者たちに続き、多くのモンゴル語文字使用者が法律をもとに固有の文化、権利・権限を堅守する運動を拡大させることが重要だと考えられる。大きな経済的、文化的影響のもとで、重要性が衰えつつあるモンゴル語文字の復権には、モンゴル族の人たちの意識・関心を高めることが不可欠だと考えられる。

#### 参考文献目録：

##### 日本語

- アスコン (2001) 「内モンゴルにおける遊牧社会の崩壊過程と現存する諸問題」 日中社会学『日中社会学研究』第9号、pp7-17。
- 岡本雅享 (1999) 『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社。
- 格日樂 (2007) 「中国民族教育における教育自治権について—民族教育の使用言語文字と教育内容に対する自治権を中心に」 『中国少数民族の自治と慣習法』成文堂、pp61-86。
- 佐々木ゆきえ (2011) 「中国の少数民族優遇政策に関する考察—モンゴル民族の教育の中心として—」 『日本とモンゴル』第46巻第1号、pp123-136。
- 須川宏之 (2011) 「蒙古語の言語文字の教育とその使用状況について」 『旭川大学紀要』第70号、pp71-105。
- 杉村美紀 (2011) 「日本の中華学校における母語教育の今日的意義」 『ことばと社会13号：学校教育における少数派言語』三元社、pp172-189。
- 宋実成 (2010) 「在日朝鮮人による朝鮮語の継承・使用について—幼少期に渡日した1世と日本で生まれ育った2世の事例—」 『ことばと社会12号：移民と言語②』三元社、pp101-128。
- 田中克彦 (2002) 『法廷にたつ言語』岩波現代文庫。
- 田村雅史 (2011) 「アイヌ語研究史から見たアイヌ語教室」 『ことばと社会13号：学校教育における少数派言語』三元社、pp245-252。
- フレルバートル1997 「内モンゴル自治区の民族教育をめぐる諸問題」
- 田中克彦著 『言語・国家、そして権力』新世社、pp91-105。
- 中川裕 (1999) 「アイヌ語復興の現状について」 言語権研究会編 『ことばへの権利—言語権とはなにか』三元社、pp30-37。
- 中島勝住 (1993) 「中華人民共和国における少数民族教育問題」 小林哲也、江淵一公編 『多文化教育の比較研究—教育における文化的同化と多様化』九州大学出版会、pp287-311。
- 中野克彦 (2010) 「エスニック・メディアを通して見た在日中国に言語教育」 『ことばと社会12号：移民と言語②』三元社、pp78-100。
- 西村幸次郎 (2007) 「中国民族法制の問題状況—動向と課題—」 『中国少数民族の自治と慣習法』成文堂、pp1-32。
- 野元弘幸 (2012) 「在日外国人とアイヌ民族の教育の取り組みから「教育の機会均等」と考える」 日本国際教育学会 『国際教育』第18号、pp109-111。
- 芒来夫 (2007) 「中国における民族自治地方の立法自治権—その現状と課題—」 『中国少数民族の自治と慣習法』成文堂、pp33-60。
- ムンクバト (2013) 「内モンゴル自治区におけるモンゴル民族学校の教育について—モンゴル人学生の言語使用に関するアンケート調査から—」 千葉大学人文社会科学 第27号、pp205-213。
- 『読売新聞』(2010年11月27日朝刊) 「メガチャイナ 強さと脆さ (4)」：楊海英 「母語を失う少数民族 「漢語重視」 不満うっ積」。

##### モンゴル語

Bayar,S (2009). *jiluγu. Ündüsüten-ü keblel-ün qoriγu\_a.*

Erdemtü,R (2005). *Unuγ\_a. Öbür mongγul-un suγul-un keblel-ün qoriγu\_a.*

Erdemtü,R (2004). *Küke tengyer. Öbür mongyul-un arad-un keblel-ün qoriy\_a.*  
Kurelbayatur (2009). *Mongyol kelen-ü ami aqui. Öbür mongyol-un arad-un keblel-ün qoriy-a.*  
Sainbayar,G (2009). *Qauli・Kele・Amidural. Öbür mongyul-un suyul-un keblel-ün qoriy\_a.*

ウェブサイト：

<http://www.holvoo.net>

<http://mongol.blog.jp>

## 資料1：「内モンゴル自治区モンゴル語文字使用条例」の和訳

（2004年11月26日内モンゴル自治区第10期人民代表大会常務委員会第12回会議により可決された）

### 第一章 総則

- 第一条 モンゴル語文字の規範化、標準化と学習使用の制度化及びモンゴル語文字の繁栄発展を促進し、モンゴル語文字が社会生活の中で十分な役割を発揮するように、「中華人民共和国憲法」「中華人民共和国民族区域自治法」及び国家の関連法律に基づいて自治区の実態に応じて本条例を制定する。
- 第二条 モンゴル語文字は当自治区の通用言語文字であり、自治権を駆使する重要な道具である。自治区における各級公的機関が業務執行する際に、モンゴル語、漢語の二種類の言語と文字を併用し、モンゴル語文字を主とする。
- 第三条 各級政府機関はモンゴル語の標準語とモンゴル語の統一の文字を普及させる。当自治区はシヨロン・フフ・ホシヨを代表にしてチャハル方言をモンゴル語の標準語とする。
- 第四条 各級政府機関はモンゴル民族の人々のモンゴル語文字の学習、使用、研究を発展させる権利を保障し、各民族のモンゴル語文字の学習、使用、研究発展させることを奨励する。
- 第五条 旗や県級以上の政府機関はモンゴル語文字使用に必要な経費を財政予算に計上する。
- 第六条 旗や県級以上の政府機関のモンゴル語文字関連の機構は、当行政区域内のモンゴル語文字政策の計画、指導、監督を担う。旗や県級以上の政府関係機構は各自の責任でモンゴル語文字使用に協力し、それを実行する。
- 第七条 各級政府機関はモンゴル語文字を学習、使用に優れた成績を収めた個人や団体に奨励金を与える。

### 第二章 学習と教育

- 第八条 各級政府機関はモンゴル語教授する各級各種教育を優先的に発展させ、それを主に援助し、モンゴル語と漢語の二種類の言語と文字を兼用できる人材を育成する。
- 第九条 当自治区政府はモンゴル語による教育への投資を年々増加する。
- 第十条 各級政府機関はモンゴル語教育学校に優遇政策を実施し、資金補助を行う。モンゴル語学習学生の学費、雑費、教材費を軽減または免除する。同時に、補助金、奨学金制度を実施し、貧困家庭の学生の就学を保障する。
- 第十一条 漢語教育モンゴル族小中学校にモンゴル語の授業を設置する。
- 第十二条 モンゴル族の人口が多い盟市はモンゴル語教育中等職業技術学校を創設する。
- 第十三条 各種の高級学校にモンゴル語教育のできる専門課程を徐々に拡大し、増設する。同時に予備クラスの学生を増やし、主にモンゴル語学修学生を募集する。計画的に学生定員数を増加する。
- 第十四条 各級人民政府は特別政策を制定し、モンゴル語教育を行う高級中級専門学校卒業生の就職の道を助け、国家機関、団体、企業などはモンゴル語教育高級中級専門学校卒業生を採用する。
- 第十五条 各級人民政府はモンゴル人が集居する地域の牧民、農民に対してモンゴル語による技術育成や訓練をする。同時にその設備を整える。

### 第三章 使用と管理

- 第十六条 各級政府機関、団体は公文書にモンゴル語と漢語の二種類の文字を使用する。内モンゴル自治区に駐在する国家機関、団体は上記の規定に則り業務を行う。
- 第十七条 各級政府機関、団体や企業はモンゴル語、漢語の二種類の言語と文字を使用し、当自治区規定の基準に当てはまる職員にモンゴル語文字使用の手当を与える。具体的な規則は当自治区が制定する。
- 第十八条 各級政府機関、団体や企業はモンゴル語の翻訳機構と人事棟をつくり、人材を配置する。各級政府機関、団体や企業のモンゴル語翻訳の人員はモンゴル語翻訳部署の手当を受ける。各級政府機関、団体や企業のモンゴル語翻訳の職に従事する人員は専門技術の資格を取得す

- れば、他の技術職務の職員と同等な医療保険、住宅費用、交通費などの待遇を受ける。
- 第十九条 各級政府機関、団体や企業は大規模な会合にモンゴル語と漢語の二種類の言語と文字を使う。小規模の会議には参加する人たちの状況に応じてモンゴル語と漢語の二種類の言語と文字を使う。
- 第二十条 各級司法機関は司法活動において、各民族のモンゴル語文字を使う権限を保障する。
- 第二十一条 各級投書機関はモンゴル語文字を使用する群衆の来信来訪をモンゴル語と文字を用いて処理する。
- 第二十二条 当自治区行政域内の社会における表面文字にモンゴル文字と漢字の二種類の文字を併用する。社会における表面文字に関する管理方法を自治区政府が規定する。
- 第二十三条 公共サービスや業務を行う事業はモンゴル語文字を使用する公民に対して相手にモンゴル語文字を使う。
- 第二十四条 各級政府機関、団体や企業はモンゴル語と漢語を兼用できる職員を配置する。
- 第二十五条 各級政府機関、団体や企業は公務員採用、転職、職員招聘、専門技術者の職務進級などのための試験にはモンゴル語の試験問題を提供する。受験者はモンゴル語による面接や試験を受けることができる。同じ条件のもとにおいてモンゴル語と漢語の二言語兼用者を優先的に配慮する。
- 第二十六条 ラジオ、テレビ、映画業界はモンゴル語で運営できる職員により構成し、モンゴル語を豊富に用いた放送内容をつくり、放送時間と回数を増やす。
- 第二十七条 各級政府機関はモンゴル語の教育資料、読本、音楽資料や映像資料製作、新聞雑誌の印刷配布、ホームページ作成などの運営を補助する。  
各級政府機関は多くの配布ルートを策定し、提供と販売の業者にはモンゴル語の図書雑誌の販売を奨励する。個人や公共のモンゴル語書物を扱う書店の運営を提案すると同時に政府から補助する。  
各級の書店にモンゴル語の図書を配布し、専用のコーナーをつくる。
- 第二十八条 各級政府機関はモンゴル語のラジオ、テレビ、映画、新聞雑誌、図書印刷、ホームページなどの投資金や補助金を毎年増やす。
- 第二十九条 モンゴル族が集居する地域における文化センター、図書室にモンゴル語の図書、新聞、雑誌を配布し、モンゴル映画作品の観賞を行う。

#### 第四章 科学研究と規範、標準化

- 第三〇条 モンゴル語文字の科学研究には基礎理論と応用理論を同時に展開し、モンゴル語文字の学習使用と発展を促進する。
- 第三十一条 各級政府機関はモンゴル語文字の科学研究における指導を強化し、中心的研究プロジェクトの統括的配置と管理を行う。さらにそれを当自治区の科学研究計画枠に加え経費を出す。  
モンゴル語文字の学術研究機関や高級学校はモンゴル語文字を学術的研究する人員を計画的に育成し、モンゴル語文使用研究棟を拡大させる。
- 第三十二条 当自治区政府のモンゴル語文使用機構はモンゴル語文字の規格化、標準化、情報伝達を強化する。  
当自治区政府のモンゴル語文字使用機構はモンゴル語の水準試験を設け、モンゴル語関係の職員に対してモンゴル語標準語の研修と試験を実施する。
- 第三十三条 各級政府機関はモンゴル語文字に関する文化遺産の保護、モンゴル語の古書の保護、収集、整理、印刷をする。
- 第三十四条 各級政府機関はモンゴル語文使用における地域間交流、国際交流を促進する。

#### 第五章 法律責任

- 第三十五条 当条例の第十六条に違反した関係機関は責任を負い、関係管理者らに法律に基づいて処罰を下す。
- 第三十六条 当条例の二十二条の第一規定に違反した場合、旗や県級以上の政府機関のモンゴル語文字使用に関連する機構に警告し、定期的には是正を行う。定めた期限内に改正できない場合、300人民元以上2,000人民元以下の罰金を科す。
- 第三十七条 当条例の他の項目に違反した場合、上級政府機関から勧告し、改正がないものに対して必ず処理を施す。
- 第三十八条 政府機関の職務の執行に当たりモンゴル語文字の使用を怠った、あるいは、人々のモンゴル語文字の使用を妨げ、不慮の結果を招いた場合、関係機関は法律に基づいて行政処分を受ける。
- 第三十九条 旗や県級以上の政府機関のモンゴル語文字使用機関の職員監督責務を法律に則らず、あるいは不法活動の検査を怠った場合、関係機関は責任を負い、関係する人員に法律に基づいて罰則を下す。

第六章 附則

第四十条 当条例は2005年5月1日から施行する。